

教員募集要項

東北福祉大学

所属学部・学科	総合福祉学部福祉心理学科
職位	准教授 1 名（常勤・任期あり）
専門分野	臨床心理学(老年心理学, 心理療法, 心理検査等)
担当科目	(1) 担当科目: 学部: 老年心理学Ⅰ, 老年心理学Ⅱ, 教育・学校心理学、健康心理カウンセリング実習、心理学実践研究実習、リエゾンⅠ～Ⅳ、卒業論文ほか関連科目 大学院: 臨床心理基礎実習、臨床心理学特論Ⅱ、臨床心理学演習、臨床心理学実践実習、研究指導ⅠⅡ, 老年心理学特論, 高齢者福祉研究ほか関連科目 ※関連科目には、通信教育部にて開講する科目も含まれます。 (2) 上記の教育業務に加え、研究業務、入学試験関連業務、臨床心理相談室業務, その他大学の定める業務
採用予定日	令和 9 年 4 月 1 日
応募資格	以下の(1)～(8)の条件をすべて満たすこと。 (1) 臨床心理学(老年心理学, 心理療法, 心理検査等)を専門とし博士の学位を有する者、博士の学位を取得見込みであるもの、またはこれと同等の優れた研究業績を有する者 (2) 臨床心理士ならびに公認心理師の両資格を有すること (3) 公認心理師実習演習担当教員養成講習会受講済みであることが望ましい。 (4) 担当予定科目に関連する教育上の能力を有する者 (5) 大学(短期大学を含む)において心理学分野の教育に関する経験を有すること(非常勤やティーチングアシスタント等での経験も含む)

	(6) 校務や学科運営に熱意を持って取り組む用意がある者 (7) 本学の理念(https://www.tfu.ac.jp/aboutus/index.html)を十分に理解して、責任感をもって教育・研究に取り組める者 (8) 採用後、仙台市又はその近郊に居住できる者
待遇	給与・雇用期間等は本学規程による
応募期間	令和8年8月17日(必着)
応募(提出)書類	① 履歴書[本学所定様式(本人の署名・押印)] 4部 ② 教育研究業績書[本学所定様式(本人の署名・押印)] 4部 ③ 主要業績5点以内とその要旨(それぞれについて日本語1000字程度、事例論文がある場合には含めること)各4部 ④ これまでの研究・教育・実践活動(心理面接や心理査定に関する臨床歴)の概要(A4用紙横書き3000字程度)4部 ⑤ 赴任後の教育・研究に関する抱負 (A4用紙横書き2000字程度)4部 ⑥ 学位記の写しまたは最終学歴を証明する書類(学位取得見込みの場合には、その旨を記した証明書) 原本1通 ⑦ 照会可能な方1名の氏名・所属・連絡先(電話番号、メールアドレスを記載のこと) ①～⑦の応募書類は下記「応募書類送付先」へ送付してください。 ※履歴書と教育研究業績書の様式は本学ホームページからダウンロードしてください。 (URL: https://www.tfu.ac.jp/aboutus/job.html) ※応募書類による個人情報、採用者の選考及び採用後の人事等の手続きを行う目的で利用するものであり、第三者に開示いたしません。 応募書類については返却いたしません。
応募書類送付先	応募書類送付先 住所: 〒981-8522 仙台市青葉区国見 1-8-1 東北福祉大学 総務課人事担当係宛 ※「福祉心理学科教員公募(准教授)書類在中」と朱書きしてください。 ※ 簡易書留またはレターパックにて郵送してください。

選考方法	選考方法 (1) 第1次 書類審査 (2) 第2次 学科面接(令和8年9月中旬頃を予定) (3) 第3次 最終候補者に対して面接(役員面接)を実施 (令和8年10月下旬頃を予定) ※書類審査通過者に対して学科面接を行います。書類審査で不合格となられた方への通知は致しませんので、あらかじめご了承ください。 ※面接日時等の詳細については別途ご連絡いたします。 第2次の学科面接では模擬授業をお願いする場合があります。 面接を受けていただく場合の旅費は自己負担となります。 選考結果の通知 書面又は電子メールによる通知 ※選考過程及び結果に関する質問にはお答えできません。
問い合わせ先	学科担当・問い合わせ先 東北福祉大学 総合福祉学部 福祉心理学科 教授 三谷聖也 E-mail: s-mitani@tfu-mail.tfu.ac.jp 電話: 022-301-1185(研究室直通) 応募手続き・書類等の問い合わせ先 総務課人事担当係(総務課直通電話 022-717-3311) 受付時間: 平日 9:00~17:00
備考	・大学院の授業担当に関しては、東北福祉大学大学院担当教員資格審査の基準を満たす必要があります。 ・過去に学生や職員等に対するハラスメント、研究不正等を原因とする懲戒処分等を受けた場合には、履歴書の「賞罰」の欄に処分内容及びその具体的な事由を記入してください。なお、虚偽の記載や経歴詐称が判明した場合には、採用取消や懲戒解雇等の対象となる場合があります。